

新発田市簡易型総合評価落札方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10の2の規定に基づき、新発田市が発注する建設工事において、工事の品質確保を目的として、価格のほか、価格以外の技術的な要素を総合的に評価し、価格及び技術の両面で最も優れている入札参加者を落札者として決定する入札方式(以下「簡易型総合評価落札方式」という。)の試行に関し、新発田市建設工事一般競争入札実施要綱(平成18年新発田市告示104号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(簡易型総合評価落札方式の型式)

第2条 この要領において行う簡易型総合評価落札方式による入札は、当該工事の難易度や規模等に応じて、次に掲げるいずれかの型式により実施するものとする。

- (1) 簡易提案型 技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、簡易な施工計画書のほか、同種・同規模工事の施工実績や工事成績等の評価項目と入札価格を総合的に評価する方式
- (2) 簡易実績型 技術的な工夫の余地が小さい一般的で比較的小規模な工事において、同種・同規模工事の施工実績や工事成績等の評価項目と入札価格を総合的に評価する方式

(対象工事)

第3条 簡易型総合評価落札方式による入札は、次の各号に掲げる型式の区分に応じ、当該各号に規定する工事に適用するものとする。

- (1) 簡易提案型 技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事のうち、請負対象設計金額が3,500万円以上の工事
- (2) 簡易実績型 簡易型総合評価落札方式に適すると特に認められる請負対象設計金額が1,000万円以上の工事(前号に掲げる工事を除

く。)

(対象工事の選定)

第4条 簡易型総合評価落札方式による入札を実施する工事は、前条に規定する対象工事のうちから、要綱第2条第2項の規定により市長が選定するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 市長は、簡易型総合評価落札方式による入札を実施するに当たっては、次に掲げる事項について、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(1) 施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準(次項において「落札者決定基準」という。)を定めようとするとき。

(2) 前号の当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときの再度の意見聴取の必要性

2 前項第2号の規定による意見聴取において、落札者を決定するに当たり意見聴取の必要性があるとの意見があった場合においては、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札の公告)

第6条 市長は、簡易型総合評価落札方式による入札を行おうとする場合は、施行令第167条の6及び新発田市契約規則(平成18年新発田市規則第35号)第5条に規定するもののほか、次に掲げる事項について公告するものとする。

(1) 当該工事が簡易型総合評価落札方式の適用工事であること。

(2) 落札者決定基準及び落札者の決定方法に関すること。

(3) 第8条第1項各号に規定する技術的要件に関する資料(以下「技術資料」という。)の内容及び提出期限等

(4) 技術提案不履行等の場合における措置

(5) その他市長が必要と認める事項

(質問等)

第7条 簡易型総合評価落札方式による入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、前条の公告に係る設計図書、技術資料等に関する質問を所定の期限までに、公告で別に定める方法により行うことができる。

2 前項の質問及びそれに対する回答は、公告で別に定める方法により公表するものとする。

(入札参加の申請時に必要な資料等)

第8条 入札参加希望者は、要綱第4条第1項第1号に規定する申請書及び次に掲げる資料（以下「申請書等」という。）を所定の期限までに提出しなければならない。

- (1) 企業の技術力・地域性確認資料（別記第1号様式）
- (2) 配置予定技術者の能力確認資料（別記第2号様式）
- (3) 施工上の課題に対する技術的所見を記載した簡易な施工計画書（別記第3号様式）
- (4) 技術資料の提出について（別記第4号様式）

2 前項の申請書等の作成に要する費用は入札参加希望者の負担とし、提出された申請書等については返却しない。

(落札者決定基準)

第9条 市長は、評価基準、評価の方法並びに価格以外の技術的要素等に係る各評価項目を点数化した得点の合計点（以下「技術評価点」という。）並びに価格評価点の配点及び算定方法並びに落札者決定の方法について工事ごとに落札者決定基準を定め、公告するものとする。

(簡易型総合評価の方法)

第10条 簡易型総合評価の方法は、入札参加希望者の技術資料を基にした

技術評価点と入札価格に基づき点数化した価格評価点を合算して得た評価点（以下「総合評価点」という。）で評価する。

- 2 技術評価点及び価格評価点の配点及び算定方法については、新発田市簡易型総合評価落札方式試行要領の運用基準（以下「運用基準」という。）で定める。

（落札者の決定方法）

第11条 落札者の決定をするときは、次に掲げる要件に該当する入札者の総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (2) 入札価格が新発田市低入札価格調査制度実施要綱（平成17年新発田市告示第98号）第3条に規定する調査基準価格未満でないこと。ただし、前号の要件を満たす場合において、新発田市低入札価格調査制度実施要綱第7条の規定による調査を実施し、入札者が提出した資料等を審査した結果、当該工事内容に適合した履行が可能であると認められる場合はこの限りでない。

（技術資料の審査）

第12条 第8条の規定により提出された技術資料の審査は、総合評価方式に係る事務を所掌する契約検査課長が行う。

- 2 第8条の規定により提出された「簡易な施工計画書」の評価は、入札参加希望者名を伏せた上で、当該工事の所管課長、課長補佐及び担当係長の3者がそれぞれ個別に行い、3者の評定平均をもって算出した技術資料を作成する。この場合において、必要に応じて配置予定技術者のヒアリングを行うことができるものとする。

（落札結果等の公表）

第13条 市長は、簡易型総合評価落札方式により落札者を決定し、契約を締結したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 入札参加者
- (2) 入札参加者の入札金額
- (3) 入札参加者の価格評価点
- (4) 入札参加者の技術評価点
- (5) 入札参加者の総合評価点

(落札結果等に係る照会)

第14条 入札参加者は、前条の規定により公表された事項に関する照会を書面により行うことができる。

- 2 市長は、前項の照会があった場合は、当該入札参加者に速やかに書面で回答するとともに、その内容を公開するものとする。

(技術提案等の履行の確認)

第15条 市長は、落札者となった者が、契約後、その者の責めにより、第8条の規定により提出された技術資料の内容を満たすことができない場合は、次の措置を講ずることができる。

- (1) 技術資料の内容と施工内容に著しい差異があるときは、新発田市建設工事請負契約約款（平成18年新発田市告示第95号）第48条の規定による契約解除
 - (2) 工事成績評定における減点評価
- 2 工事成績評定における減点方法については、運用基準で定める。
 - 3 「簡易な施工計画書」における技術提案の記載内容に基づく設計変更については、設計変更の対象としない。

(技術提案の保護)

第16条 技術提案については、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

- 2 市長は、技術提案の取扱いにあたっては、提案者の知的財産であること

から、提案内容が他者に知られないようにしなければならない。また、提案者の承諾なく提案内容の一部のみを採用してはならない。

(その他)

第17条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

新発田市簡易型総合評価落札方式試行要領の運用基準

第1 この基準は、新発田市簡易型総合評価方式試行要領に定めるもののほか、新発田市が発注する建設工事における簡易型総合評価落札方式の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 設計金額が15,000万円以上の場合は新発田市入札・契約制度等審査検討委員会での審議とし、それ以外の場合は新発田市建設工事等競争入札調査委員会での審議を要するものとする。

第3 総合評価点、価格評価点及び技術評価点の配点

- 1 総合評価点は、100点とする。
- 2 価格評価点は、総合評価点から技術評価点を除いた点数とする。
- 3 技術評価点は、簡易実績型の場合は18点、簡易提案型の場合は23点とする。

第4 評価項目及び評価基準

1 評価項目及び評価基準については、次の(1)～(4)及び別紙「評価項目及び評価基準の細目等」によるものとする。

(1) 簡易実績Ⅰ型を適用する工事

別表1 企業の技術力重視（Ⅰ型）の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。

(2) 簡易実績Ⅱ型を適用する工事

別表1 配置技術者重視（Ⅱ型）の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。

(3) 簡易実績Ⅲ型を適用する工事

別表1 地域要件重視（Ⅲ型）の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。

(4) 簡易提案型を適用する工事

別表2 の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。

2 市長は、評価基準を工事の難易度や重要度に応じて評価点の上限の範囲内で設定するものとし、また評価項目は工事の内容に応じて設定できるものとする。

3 配置予定技術者が複数の場合の配置予定技術者の評点は、最も低い評点となる者の評点とする。

第5 価格評価点の算定方法は、次の(1)及び(2)によるものとする。

(1) 価格評価点は、次の算定式により算定する。(小数点以下第4位四捨五入)

① 入札価格が配点基準価格以上の場合

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \frac{\text{配点基準価格}}{\text{入札価格}}$$

② 入札価格が配点基準価格未満の場合

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{配点}}{1 + \left(\frac{\text{配点基準価格}}{\text{入札価格}} - 1 \right) \times 3}$$

(2) 配点基準価格とは、入札参加者が入札した価格のうち、制限内(予定価格以下で、新発田市低入札価格調査制度実施要綱第4条に規定する調査基準価格以上)の最低入札価格をいう。

第6 技術資料の評価方法

1 技術資料の評価のうち簡易な施工計画書及び配置予定技術者のヒアリングの評定は、当該工事所管課の課長・課長補佐、担当係長の3者で行うが、それ以外の技術資料の評定は、契約検査課長が各評価項目の評価点を算定する。

2 評価点の算出は、技術資料提出後に契約検査課が行い、算出結果について学識経験者に意見を聴かなければならない。

第7 技術提案等の履行確認方法

- 1 簡易な施工計画書等の内容の履行確認は、監督員が日々の現場監督業務の中でプロセスチェック表の項目に追加し別紙様式—1により行うものとする。
- 2 前項の規定による確認において、不履行を確認した場合、監督員は速やかに所管課長等に報告するものとする。
- 3 前項の報告を受けた所管課長は、速やかに現場の確認を行い、処理方針を検討し契約検査課へ報告するものとする。

第8 工事成績評定の減点

配置予定技術者、地域調達、簡易な施工計画について、提出された技術資料の内容が受注者の責により履行できない場合の措置は、それぞれ次により算定し行うものとする。

(1) 配置予定技術者

配置予定技術者が配置できなかった場合の措置は、請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価技術提案履行確認」にて8点の工事成績評定点の減点を行う。ただし、真にやむを得ない場合等により、配置予定技術者の評価と同等以上の技術者を配置した場合は、減点を行わない。

(2) 地域調達

地域調達が、受注者の責により履行できなかった場合の措置は、請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価技術提案履行確認」にて8点の工事成績評定点の減点を行う。

(3) 簡易な施工計画

簡易提案型にあつては、簡易な施工計画書に記載された内容が、受注者の責により履行されない場合、次の算定式にて、技術評価点を達成度合いに応じて再計算を行い、落札時の技術評価点との差に応じた工事成績評定点の減点を、請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価技術提案履行確認」にて行う。

$$\text{減点値} = 8 \text{点} \times (A - B) / A \quad (\text{小数点以下第1位四捨五入})$$

[A : 当初の技術評価点 (点)
B : 達成度合いに応じて再計算した技術評価点 (点)]

(注) 8点 : 請負工事成績評定実施要領の考査項目「法令厳守等」の文書
注意相当